

松江市ふるさと奨学金 令和3年度奨学生募集



松江市教育委員会では、将来松江市への居住を希望している方を対象に、優れた素質と向学心をもちながら、経済的な理由により就学が困難な学生生徒を支援するため、無利子による奨学金貸付事業を行っています。

この奨学金は、学校卒業後に松江市に居住していただければ、申請に基づいて返還を半額免除することができます。

奨学金の対象となる学校区分は、別紙「ふるさと奨学金の概要」受給資格を確認ください。

募集概要

採用人数：予算の範囲内で決定します 貸与月額：23,000円～47,000円

出願方法

受付期間：令和3年1月4日(月)～令和3年2月26日(金)17時15分まで
提出書類：次の書類を1部提出【郵送可、当日消印有効】

1. 奨学生願書	添付様式第1号を使用	
2. 家計調書	添付様式第2号を使用	
3. 奨学生推薦調書	《高校・高専・専修学校》 添付様式第3号を使用 進学予定*又は在学中にかかわらず現在在学中の学校で作成 《大学・短大》 添付様式第4号を使用 【進学予定*】現在在学中の学校(高校・高専)で作成 【在学中】出身学校(高校・高専)で作成 *既卒者の場合は出身学校(高校・高専)で作成	
4. 在学証明書	下記の2部必要となります。 ①受付期間内に在学する学校が発行する証明書 ②令和3年4月1日以降に在学する学校が発行する証明書 (こちらの提出締切りは令和3年4月30日(金)とします。)	
5. 住民票	本人及び本人と生計を同じくする親族	
6. 平成31年(令和元年)中の収入を証明する書類	【父母等が松江市内に居住】 (令和2年1月1日時点) 添付様式第5号の提出のみ	【父母等が松江市外に居住】 (令和2年1月1日時点) お住まいの市区町村で発行した令和2年度住民税の所得証明書(平成31年(令和元年)中の所得額を証明するもの)を提出 ※同居別居を問わず、生計を同一にする方全員が対象

※出願に際し連帯保証人が2名必要です。1名は保護者、1名は別生計の方としてください。
また、どちらか1名は松江市内に住所を有する方としてください。

結果通知

奨学生選考委員会を開き、5月上旬頃に出願者全員に採否結果を郵送でお知らせします。

お問い合わせ／お申し込み

〒690-8540 松江市末次町86 松江市教育委員会教育総務課 ☎0852-55-5414
松江市ホームページ <http://www.city.matsue.shimane.jp/>でもご案内しています。

松江市ふるさと奨学金の概要											
受給資格	<p>次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大）、専修学校（高等課程・専門課程）に進学予定又は既に在学する人 2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人 3. 市外の学校に進学予定（在学中）の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 市内の学校に進学予定（在学中）の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により修学が困難な人 5. 出身学校長又は在学学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人 										
貸与額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高等学校</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">月額 23,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td style="text-align: right;">月額 24,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学（自宅通学）</td> <td style="text-align: right;">月額 43,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学（自宅外通学）</td> <td style="text-align: right;">月額 47,000 円</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td style="text-align: right;">月額 47,000 円</td> </tr> </table>	高等学校	月額 23,000 円	高等専門学校	月額 24,000 円	大学（自宅通学）	月額 43,000 円	大学（自宅外通学）	月額 47,000 円	専修学校	月額 47,000 円
高等学校	月額 23,000 円										
高等専門学校	月額 24,000 円										
大学（自宅通学）	月額 43,000 円										
大学（自宅外通学）	月額 47,000 円										
専修学校	月額 47,000 円										
利子	無利子										
貸与期間	令和3年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで										
貸与方法	年2回に分けて貸与										
返還期間	<p>貸与が終了した月の翌月から数えて13ヶ月を経過した月から、次に定める期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高等学校・高等専門学校</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">貸与期間の2倍の期間</td> </tr> <tr> <td>大学・専修学校</td> <td style="text-align: right;">貸与期間の3倍の期間</td> </tr> </table>	高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間	大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間						
高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間										
大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間										
返還方法	年賦・半年賦・月賦均等から選択（本人の都合により繰上返還できます。）										
返還免除	<p>奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。 <u>ただし、以下の1～4のいずれかに該当する人は返還免除の対象になりません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生として決定を受けた学校に進学する前に、 ①5年以上学校に通っておらず、かつ②5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人 4. 返還すべきふるさと奨学金がある場合で、当該ふるさと奨学金を返還していない場合 										
併願併給	「松江市ふるさと奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。										
休止廃止	<p>奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。 また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸付を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき 										